

# 令和6年度

## 住警器等配付モデル事業実施地区の募集について

一般社団法人全国消防機器協会

社会貢献委員会

一般社団法人全国消防機器協会（以下「協会」という。）におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、活動しているところで

す。  
特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者等（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。）世帯に住警器、住宅用消火器（以下「消火器」という。）及び防災品を贈呈することとしています。

令和5年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住警器の更なる普及や円滑な取替え並びに消火器及び防災品の普及促進を図るため、別添1「令和6年度 住警器等配付モデル事業実施要綱」を策定しました。

この要綱に基づき、地域の高齢者等世帯に対する住警器、消火器及び防災品（以下「住警器等」という。）の配付及び取付けを行うモデル事業（以下「モデル事業」という。）を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村、消防本部等に対して、当該モデル事業実施者の募集を行うことといたしました（事業の概要は、別添2参照）。

### 記

#### 1 配付モデル事業実施対象地区

配付モデル事業実施対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取り付け等の配付モデル事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 一地区当たり配付対象となる高齢者等のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあつては、複数の地区とすることができること。
- (2) 配付モデル事業を行う事により、住警器等の普及の促進に効果があると認められること。

特に住警器については、各市町村等の火災予防条例により、設置の義務付けがされていること等を踏まえ、適切な広報・指導等の実施が期待されていることに留意すること。

- (3) 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制の

環境が整っていること。

- (4) 原則として、申請に係る配付モデル事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、申請することができること。

- (5) 配付モデル事業実施地区決定後において配付モデル事業の実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行い、住警器等の普及に努めること。

## 2 贈呈予定の住警器等

- (1) 贈呈する総数は、住警器2,000個、消火器500本及び防災品500枚とする。
- (2) **住警器**は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年1月25付け総務省令第11号）に適合する警報器とし、贈呈個数は一地区当たり100個とする。
- (3) **消火器**は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（平成12年9月14付け自治省令第44号）に適合する住宅用消火器とし、贈呈本数は一地区当たり25本とする。
- (4) **防災品**は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災品のうち防災毛布とし、贈呈枚数は一地区当たり25枚とする。

## 3 住警器等贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区決定後において、1ないし2地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当協会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

## 4 申請書

「令和5年度住警器等配付モデル事業実施要綱」（別添1）別記様式による。

申請書の様式は、当協会HP <https://www.nfes.or.jp> からダウンロードできます。

## 5 申請期限

**令和6年5月31日（金） 必着**

**（申し込みは、関係書類を電子メールで送信してください。）**

## 6 申請書提出先

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号 ヤクルト本社ビル 15 階  
一般社団法人 全国消防機器協会 「社会貢献委員会」

TEL 03-6263-8570 E-mail [kikikain@nfes.or.jp](mailto:kikikain@nfes.or.jp)

事務局（担当者 橋本／鈴木(麻)）